

平成30年度 行政評価 施策カルテ

施策名	1 健康づくりの推進
-----	------------

施策主管課	健康増進課	総合計画記載頁	85ページ
-------	-------	---------	-------

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	1 保健・医療サービスの質を高める	政策の達成目標 (基本施策目標)	市民が、自らの健康づくりに積極的に取り組み、充実した保健・医療サービスの提供を適切に受けています。
------	-----------------------------	----------------	-------------------	---------------------	---

2 施策の取組状況

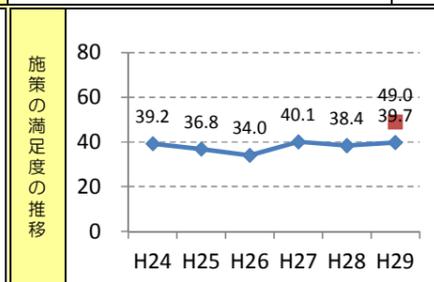
施策目標	地域社会全体で支え合いながら、市民が主体的に健康づくりに取り組んでいます。
------	---------------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	健康寿命(自立して健康に生活できる期間)(歳)	単年度目標値	—	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加			平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	—	—	施策の満足度(%)	調査結果	39.2%	36.8%	34.0%		40.1%
	現状値	男性:78.47歳 女性:83.16歳	実績値	男性:78.47歳 女性:83.16歳 ※1	—	—	—	目標達成 男性:78.58歳 女性:83.17歳 ※2	—	—	目標値(H29)	49.0%	前年度からの増減	—	-2.4pt	-2.8pt	6.1pt	-1.7pt	1.3pt	
	目標値(H29)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	単年度の達成度	—	—	—	—	100.0%	—	—	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)									B
指標2	地域での健康づくり活動参加者数(人)	単年度目標値	—	28,320人	28,840人	29,350人	29,880人	30,400人	A	【参考】 中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29		
	現状値	27,991人	実績値	31,613人	33,851人	35,874人	34,704人	35,506人			35,958人	中核市平均	100	96.5	93.5	89.5	87.7	84.5		
	目標値(H29)	30,400人	単年度の達成度	—	119.5%	124.4%	118.2%	118.8%	118.3%		実績値	107.4	103.8	104.6	98.6	102.6	106			
	現状値		実績値								中核市での本市の順位	31位/41市中	28位/41市中	33位/42市中	30位/43市中	38位/45市中	43位/48市中			
	目標値(H29)		単年度の達成度								中核市平均	303.1	297.2	295.4	295.2	295.2	296.6			
	現状値		実績値								実績値	303.3	285.8	283.7	285.3	288.8	275.9			
	目標値(H29)		単年度の達成度								中核市での本市の順位	21位/41市中	11位/41市中	11位/42市中	13位/43市中	16位/45市中	7位/48市中			

※1 平成22年の健康寿命の数値(平成24年11月算定)
 ※2 平成25年の健康寿命の数値(平成28年3月算定)

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上(+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準(±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下(-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり(主要な構成事業の8割超が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ(主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調:(A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調:(主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている:(C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> ライフスタイルの変化に伴う疾病構造の変化等により生活習慣病が増加している。 超高齢社会を迎え、地域社会全体で支え合い、健康づくりに取り組む環境を整備する必要がある。 国や県においては、社会全体で健康寿命の延伸に向けて、健康増進法に基づく計画等において健康づくりを総合的に推進している。 	市民満足度	「気軽にエンジョイMiya運動」や各地区でのウォーキングマップの活用を通して、日常生活における運動の取組を進めたほか、ヘルシーメニューの普及啓発など食育の実践の推進、生活習慣病に関する健康教育を継続的に実施するとともに、健診PR応援事業、健診日程の拡大、集団健診予約センターやインターネットによる予約受付など、の健診を受けやすい環境整備の充実に取り組んでいることから、前年度より上昇した。	総合評価	83点 概ね順調
施策指標	地域での健康づくり活動参加者数について、地域の健康づくり推進員等を中心に、ウォーキングやストレッチ等の健康づくり活動が積極的かつ継続的に実施され、地域の健康づくり活動が定着してきたことにより、目標値を達成した。				

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業の目的	事業内容		事業の 進捗状況	H29 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	食育の実践の推進	○★	健全な食生活の実践の推進	市民	・各種講座, イベント ・ヘルシーメニューの普及 ・宮っこ食育応援団事業等を通じた食育の実践の普及啓発等	計画どおり	2,939	H18		第3次宇都宮市食育推進計画に基づき, 食育フェアを実施するとともに, 若い世代への食育の実践を図るため高校・大学等への食育出前講座の実施, 学校祭や学生食堂等でのパネル展示, クックパッド公式キッチンにおけるヘルシーメニューの普及を通じた食育の啓発を行う。 また, 働く世代の食育の実践を図るため, 事業所や宮っこ食育応援団等を通じたレシピやリーフレット等の配布を行うとともに, 家庭のみならず, 地域や職場における食育の取り組みを推進し, 地域社会全体で市民の健全な食生活の実践に取り組む。
2	栄養改善事業		適切な栄養指導及び特定給食施設等の栄養管理	・市民 ・特定給食施設等の給食施設及び給食従事者	・病態別栄養相談 ・栄養相談 ・給食施設指導(栄養管理個別指導)等	計画どおり	784	H2		引き続き, 生活習慣病をはじめとした慢性疾患等の病状に応じた, 病状改善及び重症化予防のための病態別栄養相談のほか, 健康の保持増進のための栄養相談を実施していく。 また, 定期的な巡回指導や研修会等を実施し, 特定給食施設等における栄養管理の徹底を図ることにより, 利用者の健康管理を行い, 健康づくりを推進する。
3	うつのみや食育フェア実行委員会交付金		食育の重要性についての普及啓発	・宇都宮食育フェア実行委員会(事業者, 団体等) ・市民	うつのみや食育フェアの開催	計画どおり	6,338	H18		第3次食育推進計画の基本目標の実現を目指し, 多様な取組主体と連携しながら, より一層食育を普及・推進するための事業の充実を図る。
4	地域における健康づくり実践活動の推進	○★	地域の健康づくり実践活動の推進	・健康づくり推進員 ・市民	・健康づくり推進員による実践活動 ・健康づくり推進員・食生活改善推進員による健康づくり活動への参加促進 ・保健師による実践活動支援	計画どおり	1,199	H13		地域における健康づくり実践活動を推進するために, 健康づくり推進員・食生活改善推進員の養成を効果的に行い, 地域で活動する推進員の増加を図る。また, 健康づくり未組織の地区に対し, 組織化への支援を行うとともに, 健康づくり推進組織が地域で主体的に活動できるよう, 各地域拠点と連携を図りながら, ウォーキングマップや健康遊具の活用, 「気軽にエンジョイMiya運動」の普及などを通して健康づくり活動を地域で実施し, 健康づくり活動の積極的な周知と地域の実情に応じた活動の支援を行う。
5	地域・職域連携推進事業	★	地域・職域における健康づくり活動の充実	市民	地域・職域連携推進協議会による事業所に対する健康づくりの普及啓発	計画どおり	345	H20		事業所における健康づくりを促進するため, 新たに, 健康づくりに取り組む事業所の表彰を実施するとともに, 地域・職域連携推進協議会と連携し, 生活習慣病の予防のための健康運動指導士等の専門職の事業所への派遣に取り組む。また, 引き続き, 事業所における健康づくりの取組の重要性及び取組の好事例について, 講演会等を通じて事業主等に対して働きかける。
6	健康増進普及啓発事業	○	生活習慣病の予防や健康づくりに関する知識の普及啓発	市民	・健康教育(各種講演会・イベント) ・健康相談 ・訪問指導 等	計画どおり	2,104	S29		「第2次健康うつのみや21」の中間評価を踏まえ, 引き続き, 市医師会等の関係団体と連携・協力しながら, 糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るための各種講演会や普及キャンペーンの充実を図り, 市民への健康づくりに関する知識の普及啓発に取り組んでいく。
7	健康ポイント事業		市民の健康づくり活動の促進	市民	事業の構築	計画どおり	20,000	H28		市民の参加を促進するため, 市ホームページや広報紙, SNS, のぼり旗等の様々な媒体を活用した周知を行うほか, 健康づくり推進員や地域・職域連携推進協議会などと連携した周知を行う。また, 市民にとって魅力的な事業となるよう, ポイント交換物品の充実を図るため, 協賛企業の募集を行う。
8	ヘルスプランうつのみや事業 生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進		糖尿病リスクを抱える医療機関未受診者への保健指導による生活習慣病の発症予防・重症化予防	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	・保健指導の実施	計画どおり	0	H26		平成28年12月に栃木県が, 栃木県保険者協議会と栃木県医師会との協働により「栃木県糖尿病重症化予防プログラム」を策定し, 対象者への情報提供や未治療者等の受診勧奨など基準を明確化したことに伴ない, 対象者への保健指導も保険者の役割として求められていることから, 平成30年度より, 保健指導のうち食生活指導にも対応できるよう, 現在の看護師2名体制から新たに管理栄養士を1名増員し, 取組の実施体制の強化を図る。
9	がん検診 (細事業「個別受診勧奨事業」含む)	○★	がんの早期発見・早期治療	市のがん検診以外でがん検診を受ける機会のない40歳以上の市民(子宮がん検診:20歳以上の女性市民, 乳がん検診:30歳以上の女性市民, 前立腺がん検診:50歳以上の男性市民)	がん検診の受診	計画どおり	1,011,466	S38	独自性 先駆的	働く世代や子育て世代のがん検診受診率が他の世代に比較して低い状態にあることから, 引き続き, それらの世代の受診促進のため, 早期健診や託児付き検診, 市民ニーズの高い集団健診会場の日程拡大など, 市民が受診しやすい環境整備に努めていく。 また, 1人でも多くの市民の健診受診につなげるため, 引き続き, がん検診などの未受診者への個別受診勧奨に取り組むとともに, 新たに, 乳がん検診の超音波検査を導入するなど, 受診環境の整備を図り, より一層の受診率向上に努めていく。

10	特定健康診査等事業【再掲】	○	被保険者の生活習慣病等の早期発見・予防	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	・特定健康診査・特定保健指導の実施	計画どおり	215,716	H20	<p>特定健康診査については、生活習慣病の早期発見のため健診内容の充実を図るとともに、様々な媒体による周知啓発や市民ニーズの高い集団健診会場の日程の拡大など受診しやすい環境整備、受診率の低い働く世代などにターゲットを絞った未受診者への個別通知や電話勧奨を実施するなど、未受診者対策の強化を図り、受診率向上に努めていく。</p> <p>特定保健指導については、未利用者に対して通知と電話にて利用勧奨の取り組みを引き続き実施し、実施率向上に努めるとともに、健診結果相談会の日程を拡大し、より受診しやすい環境整備に努めていく。</p> <p>また、適切な特定保健指導が受けられる環境づくりを推進するため、特定保健指導実施者研修会の開催や、新たに実施機関の実施体制の把握や支援に努める。</p>
11	健康診査	○	生活習慣病の早期発見・予防	40歳以上の市民で、生活保護受給者及び年度途中の保険切り替えにより特定健康診査等を受ける機会のない者（心電図・貧血・眼底検査の対象者は40歳以上の市民）	健康診査の受診（心電図・貧血・眼底検査受診を含む）	計画どおり	66,312	H20	健康診査の受診者について、事後指導を積極的に行う必要があることから、関係課と連携しながら生活習慣病のリスクのある対象者の把握や生活指導を実施していく。
12	後期高齢者健康診査事業		高齢者の健康保持増進と生活習慣病の早期発見・早期治療	後期高齢者医療制度加入者	健康診査の受診	計画どおり	109,601	H20	生活習慣病の発症予防や重症化を予防するとともに、後期高齢者の健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図るため、引き続き健康診査を実施する。また、健康診査の結果、生活習慣病が重症化するリスクが高いにもかかわらず医療機関を受診していない者への受診勧奨を後期広域連合と連携しながら実施していく。
13	骨粗しょう症検診		骨粗しょう症の予防	満40・45・50・55・60・65・70歳の女性の市民	骨粗しょう症検診の受診	計画どおり	8,140	H8	本市においては今後高齢化がますます進行する中で、転倒による骨折の原因となりやすい骨粗しょう症を予防することは非常に重要であることから、検診の周知徹底や受診機会の増加を図る。
14	肝炎ウイルス検診		肝炎の予防、早期発見・早期治療	(1)40歳以上の市民（ただし、過去に肝炎ウイルス検診の受診歴がある市民及び今後、医療保険各法等で受診する予定のある市民は除く。） (2)当該年度の特定健康診査等で肝機能検査の数値に異常がみられた市民（ただし、速やかに医療機関での受診を勧奨する。）	肝炎ウイルス検診の受診	計画どおり	17,855	H14	<p>肝炎ウイルスは感染に自覚症状がないまま進行することから、ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療のため、引き続き、検診の重要性を周知しながら、対象者が無料で受診できる「肝炎ウイルス検診個別受診勧奨事業」を活用し、受診勧奨に努めていく。</p> <p>また、肝炎ウイルス検診の結果が陽性である者に対しては、健診結果の通知と併せて、肝炎ウイルスの感染の危険性や重症化予防に関する周知を行うとともに、専門機関での精密検査や定期検査の受診勧奨に努めていく。</p>
15	歯科健診		歯周病の予防、早期発見・早期治療	満30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の市民	歯科健診の受診	計画どおり	13,648	H11	歯周病は成人期以降の歯の喪失の原因となるほか、糖尿病などの生活習慣病との関連性も考えられるため、定期的な歯科健診の受診や歯周病の知識と健診の必要性について市民の周知啓発に努めていく。
16	歯と口の衛生推進事業		市民の口腔衛生に対する意識の高揚と啓蒙	市民	・高齢者よい歯の表彰式 ・歯と口の健康週間イベント ・歯と口腔の健康づくり出前講座	計画どおり	1,185	H3	<p>各行事の出席者が年々増加傾向にあることから会場等の検討を行うとともに、口腔衛生に対する意識の高揚と啓蒙を図るために今後も歯科医師会等と連携を図りながら継続して事業を実施していく。</p> <p>今後とも、より効果的なイベントとなるよう、実施内容、実施方法、周知方法について充実を図りながら、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層に啓発していく。</p>
17	訪問歯科診療推進事業		歯科医院へ通院が困難な市民の歯科診療の確保と、口腔状態の改善	歯科医院に通院が困難な市民、訪問歯科診療に携わる歯科医師・歯科衛生士	・講習会 ・周知リーフレットの配布	計画どおり	430	H26	歯科医院へ通院が困難な寝たきりの高齢者などの要介護者が、自宅や施設等で歯科診療等を受けられるよう、引き続き、訪問歯科診療を実施している歯科医院の情報について市民や地域包括支援センター等関係機関へ周知する。また、保健・医療・福祉の専門職の連携強化や口腔ケアのスキルアップを図るため、歯科医師・歯科衛生士・介護福祉士・ケアマネージャーなどを対象とした講習会を実施することにより、訪問歯科診療を推進していく。

18	後期高齢者歯科健診事業		肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下防止	前年度75歳に到達した市民	歯科健診の受診	計画どおり	2,045	H27		本市の肺炎による死亡者数の9割が75歳以上の高齢者であることを踏まえ、口腔機能低下や誤嚥性肺炎の予防につなげるため、口腔機能評価や、歯・歯肉のチェック等を行う歯科健診を引き続き実施していく。
19	健診PR応援事業		健診の普及啓発・受診勧奨を行う場及び対象者の拡大による市民の受診行動促進	市民	・健診PR応援企業による健診の普及啓発 ・健康づくり推進員と連携した健診の普及啓発 ・地域職域連携推進協議会と連携した健診の普及啓発	計画どおり	0	H26	独自性	健診PR応援企業については、「健康ポイント事業」の開始に伴い、市民が健診を含む健康づくりの取組を応援する健康づくり応援企業として見直し、取組を充実させる。 また、健康づくり推進員、地域・職域連携協議会と連携した健診の普及啓発については、健診受診率向上の取組の一環として、引き続き実施する。
20	集団健診予約受付体制整備事業(コールセンターとインターネット予約システムの整備)		市民のライフスタイルに応じた利便性の高い受付体制の整備	市民	集団健診におけるコールセンターとインターネット予約システムの整備	計画どおり	22,730	H27	独自性 先駆的	「集団健診予約センター」と「集団健診予約システム」を活用し、市民のライフスタイルに応じた集団健診の予約受付ができるよう、健診実施機関と連携しながら問い合わせ対応などの充実を図り、市民が円滑に利用できるよう予約体制の強化を図っていく。
21	難病患者支援事業		難病患者支援体制の充実	難病患者及びその家族	・医師や理学療法士等による疾患群ごとの医療生活相談会(講演会、個別相談会、交流会)を実施。 ・支援の充実を図るため、医療・福祉・介護・就労・教育等様々な関係機関により構成する難病対策地域協議会を開催。	計画どおり	891	H8		新たな対象疾患数の拡大に対応できるよう疾患群別の講演会と同時に、個別相談や交流会を開催し、幅広い疾患に対応していく。また患者の幅広いニーズに対応するため、とちぎ難病ピアサポーターや患者団体とも連携し、協力しあう体制づくりをすすめていく。 地域の実情に応じた支援体制を整備するため、「難病対策地域協議会」を開催し、難病への理解促進のための市民周知など、全体の課題を共有するとともに、難病患者を支援する実務者レベルの「難病支援検討部会」において、関係機関の連携強化、人材育成等、具体的な解決策を検討していく。
22	自殺予防・心の健康づくり対策事業	○★	総合的な自殺予防・こころの健康づくりの推進	市民	・自殺対策ネットワーク会議・庁内連絡会議の開催 ・人材養成事業(ゲートキーパー研修会・相談窓口従事者研修会) ・普及啓発活動(自殺予防週間・自殺対策強化月間におけるパネル展・広報紙への記事掲載等) ・うつ啓発・相談事業(50歳男性対象) ・働く人のこころの健康づくり(小規模事業所で働く人を対象とした心の健康に関するリーフレットの作成・配布)	計画どおり	3,407	H19	先駆的	本市の平成28年の自殺者数は73人(人口動態統計)となり、人口10万人あたりの自殺死亡率は14.0と、第2次健康うつのみや21で掲げた平成28年の目標値である17.8を達成したものの、更なる自殺対策を推進する必要があることから、引き続き、周囲の人が早期に自殺の兆候に気づき、自殺予防が図れるようゲートキーパーの養成や、学生向けストレス講演会の開催などによる若年層対策、働く世代のこころの健康づくり対策に取り組んでいく。 また、自殺総合対策大綱と県の自殺対策計画を踏まえ、本市の実情に応じた実行性のある自殺対策計画を平成30年度末までに策定し、総合的な自殺対策を推進していく。
23	こころの健康づくり講座及び広報紙掲載		精神疾患の早期発見・早期対応	市民	・広報紙掲載:精神科医師等が精神保健に関するテーマで執筆し、広報紙に掲載する(3回/年)。 ・講座の開催:広報紙に執筆した医師等が、同じテーマで講座を開催し、より具体的に知識の普及・啓発を行う(3回/年)	計画どおり	363	H8		精神障がい者に対する偏見や差別を解消するとともに、こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を図るため、多くの市民の関心が高い精神疾患を取り上げ、広報紙にて周知を行うとともに、精神科医師等による講座を開催する。また、全てのライフステージの市民に参加いただけるよう広く周知し、市内各所の会場を設定するなど聴講の機会を提供していく。
24	精神障がい者家族支援事業		精神障がい者への理解促進	精神障がい者を抱える家族	・宇都宮精神保健福祉会へ委託事業による普及啓発活動・相談業務、家族会の開催 ・精神保健家族教室の開催 ・事例検討会 ・成年後見制度市長申立	計画どおり	768	H8		精神障がい者の家族が正しい知識や精神障がい者への対応方法等を学び、家族同士の交流を図るための支援活動を継続して実施していく。 また、処遇困難な事例に対し、必要に応じ、専門的な助言者を交えた事例検討会を開催するなど、本人、家族、関係機関等の対応や支援を行っていく。
25	アルコールに関する健康教育		未成年者の飲酒防止	小中学生とその保護者	・小中学校の児童生徒を対象に、希望する学校で出前講座として健康教育を実施 ・家庭でも保護者と一緒に話し合えるようリーフレットを配布	計画どおり	108	H16		未成年者飲酒の危険に関する正しい知識の普及・啓発のため、小中学校等における出前講座を通して、アルコールに関する健康教育を実施する。出前講座を周知する際には、養護教諭の研修会を活用していく。 また、市内の小学6年生と中学3年生及びその保護者に対して、未成年者の飲酒の危険を記したリーフレットの配布を行い、引き続き、未成年者飲酒防止に向けて事業を実施していく。
26	アルコール関連相談事業		アルコールに関する正しい知識の普及啓発	アルコール依存症者やアルコール等の嗜癖問題で悩んだり、生きづらさを感じている市民	・宇都宮断酒会への委託事業(相談・普及啓発活動)	計画どおり	100	H12		アルコール依存症など、酒害者の救済と社会復帰には長期的な支援が必要であることから、引き続き、断酒会による相談会を継続して実施していく。

27	エイズ予防啓発普及推進事業	エイズに関する正しい知識の普及啓発	市民(特に、中学生・高校生及び20～30代の若者)	①学校におけるエイズ教育の実施、②世界エイズデー関連事業の実施、③常設エイズコーナーの設置、④市広報紙による定例的記事掲載、⑤その他関連図書・啓発ビデオ・パネル等教育教材の貸し出し、パンフレットの提供	計画どおり	506	H8		エイズ予防教育を実施する学校と連携を図り、性の発達段階に応じた内容で実施するとともに、地域や学校における性教育や思春期教育を担当する者等に対して、エイズ予防等について正しい知識の習得等を目的として、エイズ対策従事者研修会を継続して実施する。また、20～30歳代の若者を対象に、大学や企業と連携した啓発活動を引き続き実施する。
28	エイズ・性感染症等検査相談事業	エイズ及び性感染症等のまん延防止	感染の可能性があり、心配または不安を持っている人	広報紙等による周知に応じて来所した相談者に対して、検査・相談を実施する。	計画どおり	1,007	H8		通常検査(水曜日実施)に加え、休日に検査・相談を実施するなど、受検しやすい体制の充実を図るとともに、学校や企業等に対して、検査相談の機会の周知を行う。また、受検者に対して、感染予防等に関する知識の普及啓発を継続して実施していく。
29	結核患者登録管理	結核発生状況の把握と保健指導の実施	市民	医療機関と連携を図り、結核患者の速やかな登録管理を行う。また適切な医療が受けられるよう保健指導を実施する。	計画どおり	273	H8		結核のまん延防止を図るため、医療機関と連携し結核患者の速やかな登録管理に努め、患者や家族に対して保健指導を実施する。また、市民や医療機関、高齢者施設等に対して、結核についての普及啓発活動を継続して実施していく。
30	結核対策特別促進事業	結核患者の治療完遂	治療を行っている全結核患者	結核のまん延と多剤耐性結核の発生を未然に防止するため、結核患者に確実に抗結核薬を服用させる直接服薬確認(DOTS)事業を実施する。	計画どおり	260	H19		患者の確実な治療完遂のため、医療や保健、福祉関係者等との連携を図るとともに、個々の治療中断リスクや生活状況等に応じた支援方法により、適切な服薬支援を実施していく。
31	結核患者接触者健診事務費	患者の再発の早期発見、感染者の早期発見	結核患者本人、家族、接触者	保健所および委託医療機関(5医療機関、1健診機関)において、胸部エックス線検査、IGRA検査、ツベルクリン反応検査、その他必要な検査を実施する。	計画どおり	3,330	H8		結核治療の終了者に対して、再発の早期発見のため、病状把握等を目的とした管理健診の受診勧奨を実施していく。また、結核のまん延を防ぐため、接触者が健診を確実に受けられるよう、個々に調整を図るとともに、結核に対する正しい知識の普及に努めていく。
32	私立学校・社会福祉施設定期健康診断補助金	結核のまん延防止	市内の私立学校等(専修学校及び各種学校を含み、修学年限が1年未満のものを除く。)	私立学校等が実施する定期健康診断の実施費に対し、補助基準額の2/3を補助する。(補助基準単価は、結核定期外健康診断国庫補助基準単価を準用)	計画どおり	3,265	H8		結核のまん延防止を図るため、健診実施状況を把握するとともに、本事業の活用を勧奨し、結核に対する理解促進を図りながら継続して実施していく。
33	風しん予防対策事業	先天性風しん症候群の発生予防	次のいずれかに該当する方 ①妊娠を希望する女性 ②①の配偶者などの同居者 ③風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者 ただし、過去に風しんの抗体検査を受けたことがある方、明らかに風しんの予防接種歴がある方もしくは検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある方は除く。	風しん抗体検査及び相談を実施する。	計画どおり	78	H8		先天性風しん症候群の発生を予防するため、妊娠を希望する市民等に対し風しん抗体検査及び相談を実施していく。また、休日検査や夜間検査を継続実施し、受検しやすい検査相談体制の充実を図る。
34	風しん予防接種補助金	先天性風しん症候群の発生予防	風しん抗体検査の結果、抗体価の低く、かつ風しんにかかったことがない方で、次のいずれかに該当する方 ①妊娠している女性の夫などの同居者 ②妊娠を予定する又は妊娠を希望する女性 ③②の女性の夫などの同居者	医療機関で実施する風しん予防接種費用のうち3,000円を助成する。	計画どおり	375	H26		風しんの妊婦等への感染を防ぎ、先天性風しん症候群の発生防止を図るため、風しんの抗体価が低い者に対し、予防接種に要する費用の助成を継続して実施する。
35	幼児インフルエンザ予防接種補助事業	インフルエンザのまん延防止と保護者のインフルエンザに対する予防行動の動機付け	市内に住民登録のある1歳以上2歳未満の者	医療機関で実施するインフルエンザ予防接種費用のうち1回当たり1,000円(上限2回)を助成する。	計画どおり	5,712	H17		当該事業が、保護者の感染症に対する予防行動の動機付けや、子育て支援の一助となるよう、広報紙などを通じて適切な時期に周知しながら継続して実施する。

36	予防接種運営費	疾病の発生予防及びまん延の防止	乳幼児(0歳～7歳6か月) 児童・生徒(9歳～高校1年生相当) 65歳以上の高齢者及び60歳～64歳の身体障害者手帳1級程度の者	予防接種法に基づく下記の定期予防接種を委託医療機関において実施する。 ・B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、二種混合、BCG、水痘、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、日本脳炎、子宮頸がん、高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ	計画どおり	1,498,606	S24	・定期予防接種対象者全員が接種できるよう周知啓発に努める。 ・麻しん及び風しんについては、国の「特定感染症予防指針」の中で接種率について「95%以上となることを目標とする」とされていることから、接種率の低い第2期対象者に対し、これまで実施していた接種勧奨を継続実施していくとともに、個別接種勧奨通知の回数を増やすなど、積極的な接種勧奨を実施する。 ・厚生労働省の通知に基づき、引き続き、日本脳炎の特例措置対象者等への接種勧奨を実施する。 ・高齢者肺炎球菌予防接種については、平成30年度が経過措置の最終年度となるため、対象者全員が接種機会を逸することのないようこれまで実施していた個別通知やポスター掲示に加え、自治会回覧等により幅広く周知する。
37	市外予防接種受診者補助事業	疾病の発生予防及びまん延の防止	宇都宮市に住民登録があり、法定の予防接種を委託医療機関以外の市外の医療機関で接種せざるを得ない者	申請に基づき、予防接種に係る費用の一部又は全部を助成する。	計画どおり	8,376	H14	市民の受益の公平性、予防接種の接種率の向上の観点を踏まえながら、継続して実施していく。
38	被爆者健康診断	被爆者の健康保持・増進	原子爆弾被爆者の援護に関する法律に基づく原子爆弾被害者	健康診断(定期健康診断(一般検査:年2回)、希望による健康診断(一般検査・がん検診)、精密検査を実施する。	計画どおり	685	H8	被爆者の健康保持・増進のため、対象者に対する案内通知等を通して健康診断の周知を行うとともに、対象者の要望に応じて健診実施医療機関の拡大に努め、受診しやすい環境整備を図る。
39	骨髄移植推進事業	骨髄等移植の推進	骨髄バンク事業において骨髄等の提供を行った者で、当該時点において本市に住所を有し、かつ、ドナー休暇制度のない市内の事業所等に勤務する者及び当該事業所等	骨髄等の提供のための面接、通院又は入院の日数(上限7日間)に、ドナーは2万円を、事業所等は1万円を乗じて得た金額を助成する。	計画どおり	350	H29	本事業の目的や助成制度について、市ホームページや市内事業所に対するリーフレット配布等を通して広く対象者向けに周知し、骨髄移植に対する理解の促進と助成制度の普及啓発を図る。

4 今後の施策の取組方針

課題		今後の方向性	
		方向性	
<p>◆20歳代の朝食摂取率が他の世代と比較して低いことや40歳代や50歳代に肥満が多いことから、生活習慣の改善を図るため、青壮年期における運動習慣や望ましい食生活の定着化を図る必要がある。 また、生活習慣病を改善するための取組を行っていない成人の割合が増加傾向にあることから、生活習慣病の発症予防・重症化予防等に更に取り組む必要がある。</p> <p>◆自殺予防・こころの健康づくりについては、青少年や働く世代の自殺者数が多いことから、若年層対策として、学校を通じた自殺予防の普及啓発及び働く人のこころの健康づくりへの取組を強化するとともに、庁内外の関係機関との連携を図り、総合的な自殺対策を推進していく必要がある。</p> <p>◆地域・職域連携事業については、肥満やメンタルヘルスなどの健康課題の多い働く世代の健康づくりを促進するため、健康づくりに取り組む事業者の拡大を図る必要がある。</p>		<p>〈施策全般〉 ◆市民の主体的な健康づくりを支援するため、家庭、学校、地域、企業、行政等が一体となって、地域社会全体で健康づくりに取り組む環境を整備する。</p> <p>〈主要事業〉 ◆食育の実践の推進 第3次食育推進計画に基づき、高校・大学等への出前講座等を実施し、若い世代への食育の啓発を図る。また、メタボリックシンドローム予防など生活習慣病予防を推進するため、地域・職域連携推進協議会と連携し、ヘルシーメニューのレシピやリーフレット等の配布を行い、働く世代の食育の実践を図る。</p> <p>◆地域の健康づくり実践活動の推進 健康づくり推進員の育成・支援を行うとともに、健康づくり組織未組織の地区の組織化を支援するほか、地域での健康づくりの推進・強化のため、健康ポイント事業やウォーキングマップ等を活用し、身近な場所での運動習慣のより一層の定着を図る。</p> <p>◆生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進 関係団体と連携・協力しながら、各種講演会や普及キャンペーンの実施など、市民への普及啓発に取り組むとともに、受診環境の整備や個別受診勧奨等を行うことにより、健診の受診率向上及び健診事後指導の充実を図る。</p> <p>◆総合的な自殺予防・こころの健康づくり対策の推進 周囲の人が早期に自殺の兆候に気づき、自殺予防が図れるようゲートキーパーの養成や、学生向けストレス講演会の開催など若年層対策や働く世代のこころの健康づくり対策に取り組んでいく。 また、総合的な自殺対策を推進するため、自殺総合対策大綱と県の自殺対策計画を踏まえ、本市の実情に応じた実効性のある自殺対策計画を平成30年度末までに策定する。</p> <p>〈その他個別事業〉 ◆地域・職域連携推進事業 新たに、健康づくりに取り組む事業者の表彰を実施するとともに、引き続き、地域・職域連携推進協議会と連携し、講演会等を通じて事業者等に対して働きかけを行い、職場で健康づくりに取り組むための機運醸成を図る。</p>	